

山形県国際経済振興機構助成事業一覧

助成対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日 申請期限：令和3年3月31日

一般会員限定対象

1 海外渡航費助成

<助成限度額>

会員1口あたり4万円(1口あたり1名分とする)

<対象費用>

海外で開催される見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、市場調査等、海外に渡航しなければ遂行できない事業を実施するための渡航費用。

※自社以外の主催者がいない場合や自社単独の営業目的とする渡航は対象外とします。

<利用限度>

会員口数3口までとします。

※「国内外商談会出展費助成」と併用が可能ですが、合計の利用回数は3口が限度となります。

2 国内外商談会・見本市等出展費助成

<助成限度額>

- ① 国内外商談会・見本市等出展(②を除く)の場合、5万円又は実費のいずれか低い額
※国内の商談会・見本市等の場合、明確に海外への販路開拓・取引を目的としているものに限り、10万円又は実費のいずれか低い額
- ② 新規に輸出に取り組む場合又は輸出を一時中断(3年以上)していた者が取り組みを再開する場合、10万円又は実費のいずれか低い額
※再開の場合の3年以上の中断期間は令和2年4月1日を基準日とし起算する。

<対象費用>

海外で開催される商談会・見本市等ならびに海外バイヤーが参加する国内の展示会・見本市等に出展する際の以下の費用とする。ただし、販売を主目的とする催事への出展は対象とせず、また国際機構の事業により出展する場合は本事業の対象としない。

- ブース出展料・装飾費・会場借上費
- 機材・備品レンタル料
- 通訳・商品説明員雇用費
- 展示品輸送費(貨物保険料含む)
- その他、当国際機構が特に認める経費

<利用限度>

会員口数1口までとします。

※「海外渡航費助成」との併用が可能ですが、2事業合計の利用回数は3口が限度(本事業の利用は1口まで)となります。

※実施予定予算額に達し次第受付を終了するとともに、予算額に達した場合は助成額を減じて交付する場合があります。

<各助成事業に関するお問い合わせ>

一般社団法人山形県国際経済振興機構

TEL：023-687-1127 FAX：023-687-1129 E-mail：y-es@y-es.or.jp

また当機構 HP で実施要領をご確認ください。

<http://www.yamagata-export.jp/>

